


○職員手当の状況 (平成29年4月1日現在)

職員には、給料および職員手当が支給されますが、代表的な職員手当の概要は次のとおりです。

区分	八街市	国の制度との異同	支給実績 平成 28 年度 決算	支給対象地域	八街市全域																						
扶養手当	○配偶者 10,000 円 ○子 8,000 円 16 歳～22 歳の子 1 人 5,000 円加算 ○配偶者・子以外の扶養親族 6,500 円	同じ	42,067 千円	地域手当 (注1)	支給率 1.5 % 支給対象職員数 516 人 国の制度 (支給率) 3 % 地域手当 1 人当たり 平均支給年額 (平成 28 年度決算) 56,896 円																						
住居手当	○借家の場合 (家賃が 12,000 円を超える場合に限る) 家賃の額に応じて 27,000 円を限度に支給	同じ	15,541 千円	(注1) 地域手当については、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日の間、特例条例により支給率を 1.5% としています。 (注2) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 28 年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。																							
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 定期代など 55,000 円を上限に支給 ○乗用車などを使用する場合 使用距離などに応じて 2,000 円～31,600 円を支給	同じ	31,795 千円																								
期末手当 勤勉手当	(平成 28 年度支給割合) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>6 月期</td> <td>1.225 (1.025) 月分</td> <td>0.800 (1.000) 月分</td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td>1.375 (1.175) 月分</td> <td>0.900 (1.100) 月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.60 (2.20) 月分</td> <td>1.70 (2.10) 月分</td> </tr> </table> 職制上の段階、職務の級等による加算措置有 () 内は特別管理職員の支給割合 (行政職 8 級の職員)		期末手当			勤勉手当	6 月期	1.225 (1.025) 月分	0.800 (1.000) 月分	12 月期	1.375 (1.175) 月分	0.900 (1.100) 月分	計	2.60 (2.20) 月分	1.70 (2.10) 月分	同じ	期末 447,113 千円 勤勉 285,509 千円										
	期末手当	勤勉手当																									
6 月期	1.225 (1.025) 月分	0.800 (1.000) 月分																									
12 月期	1.375 (1.175) 月分	0.900 (1.100) 月分																									
計	2.60 (2.20) 月分	1.70 (2.10) 月分																									
退職手当 (注2)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>区分</td> <td>自己都合</td> <td>勸奨・定年</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">支給率</td> <td>勤続 20 年</td> <td>20.445 月分</td> <td>25.55625 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続 25 年</td> <td>29.145 月分</td> <td>34.5825 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続 35 年</td> <td>41.325 月分</td> <td>49.59 月分</td> </tr> <tr> <td>最高限度額</td> <td>49.59 月分</td> <td>49.59 月分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の加算措置</td> <td colspan="2">定年前早期退職特例措置 (2～20% 加算)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">1 人当たり平均支給額</td> <td>15,924 千円</td> </tr> </table>		区分	自己都合	勸奨・定年	支給率	勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20% 加算)			1 人当たり平均支給額		15,924 千円	同じ	-
	区分	自己都合	勸奨・定年																								
支給率	勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分																								
	勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分																								
	勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分																								
	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分																								
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20% 加算)																										
	1 人当たり平均支給額		15,924 千円																								
時間外勤務手当	平成 28 年度決算	支給総額 67,266 千円 職員 1 人当たり支給年額 130 千円	平成 27 年度決算	支給総額 44,402 千円 職員 1 人当たり支給年額 85 千円																							

○特別職の報酬等の状況 (平成29年4月1日現在)

区分	給料等月額	区分	平成 28 年度支給割合	区分	平成 28 年度支給割合
給料	市長 830,000 円	期末手当	市長 副市長	6 月期	1.85 月分
	副市長 690,000 円			12 月期	2.00 月分
報酬	議長 445,000 円			計	3.85 月分
	副議長 400,000 円	6 月期	1.85 月分	12 月期	2.00 月分
	委員長 365,000 円	計	3.85 月分	計	3.85 月分
	議員 355,000 円	※特別職の給料については、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日の間、左記給料月額より市長 41,500 円、副市長 13,800 円を減額しています。			

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況について

○勤務時間および休憩時間の状況

勤務時間などの状況は次のとおりです。ただし、保育園や中央公民館などの勤務場所では、これと異なる勤務形態の場合があります。

1 週間の勤務時間	勤務時間の割り振り		
	始業時間	終業時間	休憩時間
38 時間 45 分	午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	正午～午後 1 時

○年次休暇の状況 (平成 28 年度)

平均取得日数
12.0 日

○育児休業・育児短時間勤務および部分休業の取得状況 (平成 28 年度)

区分	取得者数
育児休業	26 人
育児短時間勤務	0 人
部分休業	11 人

4. 職員の分限および懲戒処分の状況について (平成 28 年度)

○職員の分限処分の状況

心身の故障のため、職務の遂行に支障がある職員などに対しては、公務能率の維持などのために、職員の意に反して降任、免職または休職の処分を行うことができます。平成 28 年度には、9 人の職員が心身の故障などにより休職処分を受けています。

○職員の懲戒処分の状況

職務上の義務に違反した職員などについては、公務における規律と秩序を維持するために、戒告、減給などの処分を行うことができます。平成 28 年度に懲戒処分を受けた職員はいませんでした。

5. 職員のサービスの状況について (平成 28 年度)

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げて専念しなければならないこととされています。このサービスの基本原則を忠実に実行するため、さまざまな機会において職員の綱紀の粛正や服務規律の確保の周知徹底を行っています。

6. 職員の研修および勤務成績の評定の状況について (平成 28 年度)

職員の資質向上を目的に、庁内において情報セキュリ

ティ研修、協働のまちづくり職員研修会、人事評価制度研修などを実施したほか、各種研修機関などを利用して階層別研修や専門研修を実施しています。また、職員の勤務について、必要に応じて能力や実績などに関する勤務成績の評定を行い、その評定の結果に基づき、昇給や昇任などを行っています。

7. 職員の福祉および利益の保護の状況について (平成 28 年度)

○職員の福祉および福利厚生

職員の健康管理状態を把握し、疾病などの早期発見を行うため、定期健康診断、生活習慣病予防検診を実施しています。

職員の福利厚生事業については、市に代わり、八街市職員組合が実施しました。(職員組合への補助金は凍結中です)

また、出産費助成、育児・介護休暇助成などの給付事業については、県内市町村とその職員が共同で福利厚生事業を運営しています。

(千葉県市町村職員互助会負担金 616,896 円)

○職員の利益の保護の状況

平成 28 年度に千葉県市町村公平委員会に対する勤務条件に関する措置の要求、不利益処分についての審査請求はありませんでした。